

概要版

出雲崎町 一般廃棄物処理計画

令和8年度～令和17年度



令和8年3月
新潟県 出雲崎町



総論

(基本的事項の整理)

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要
2. 出雲崎町の概要

1

一般廃棄物処理基本計画の概要



1-1. 計画の趣旨

環境問題の重要性が高まる中、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布され、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第四次循環型社会形成推進基本計画」が環境省より平成30年6月に改定されました。

一般廃棄物の処理については、昭和45年に制定された『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以降、廃棄物処理法と記載）第6条第1項に、「市町村は、**当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない**」と規定されています。

町では「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」をキャッチフレーズにした総合計画を令和4年3月に策定しました。基本目標のひとつに、「安全で安心に暮らせるまちづくり」を掲げ、その中で「上下水道の整備」や「自然との共生・循環型社会の推進」を挙げており、下水道施設の適切な維持管理に努めることやごみの減量化や再資源化の促進など廃棄物の適正処理を示しています。

これらを踏まえ、計画的なごみ処理や生活排水処理を行い、生活環境と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物の適正な処理を行うため、「出雲崎町一般廃棄物処理計画」を策定します。

1-2. 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

本計画は、町の一般廃棄物処理（ごみ処理、生活排水処理）について、現状や課題、数値目標、収集・運搬計画などの長期的な視点における方針を示した基本計画と、それらの年次別の実施計画で構成されます。

このうち基本計画は、廃棄物処理法の基本的な方針として示される「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に即して取りまとめるものとし、ごみ処理基本計画は『ごみ処理基本計画策定指針（環境省：平成28年9月）』に、生活排水処理基本計画は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（厚生省：平成2年10月）』にそれぞれ準拠するものとします。

また、廃棄物処理法第6条第2項では、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」や「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」などを定めるものとしてことが挙げられており、今後の社会・経済情勢、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、実現のための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討します。

(2) 計画の期間

ごみ処理基本計画策定指針によると、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年～15年とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であると示されています。したがって、本計画においてもこれに即し、計画の実行年度（令和8年度）から起算して10年目にあたる令和17年度を目標年次とし、必要に応じて5年後（令和12年度）に計画の見直しを図ります。

また、実施計画では、毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定します。

計画期間：令和8年度～令和17年度の10年間

計画目標年：令和17年度

1-3. 関連する計画

本計画は第6次出雲崎町総合計画を受けて策定するものとします。

計画策定に当たっては、国や新潟県が示した環境に関する方針や計画に即しつつ、循環型社会の実現に努めるものとします。

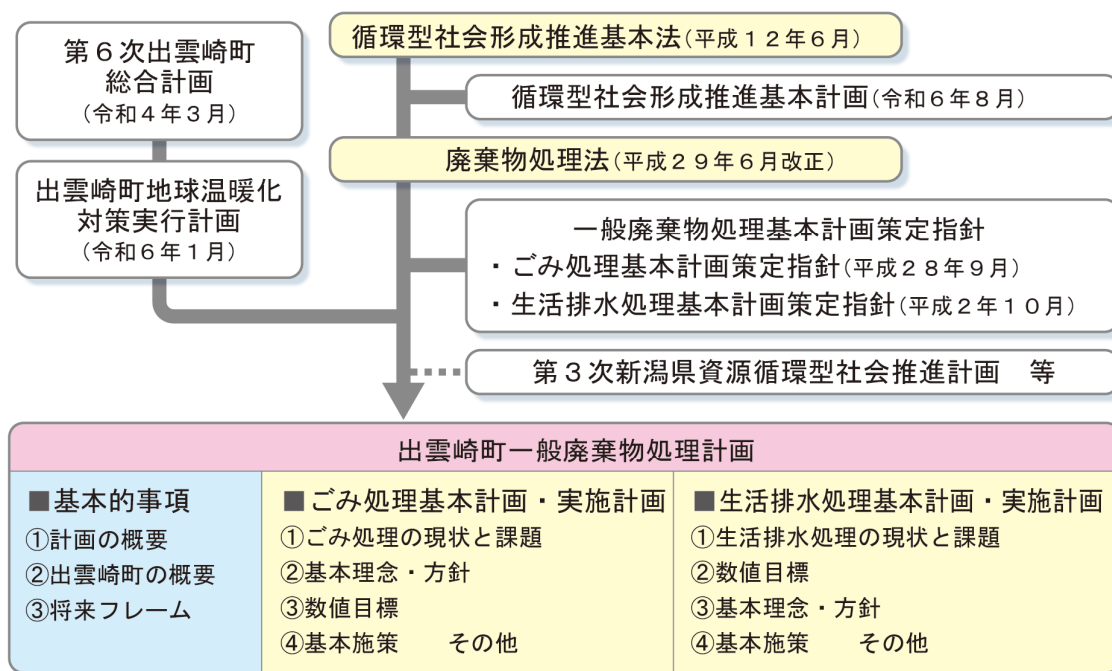


図 本計画と上位計画等との関係（記載上の日付は最新の改定年月）

2 出雲崎町の概要



2-1. 人口・世帯

町の人口は減少傾向となっており、令和2年現在は4,113人となっています。世帯数も減少傾向にあり、令和2年現在は1,535世帯となっています。

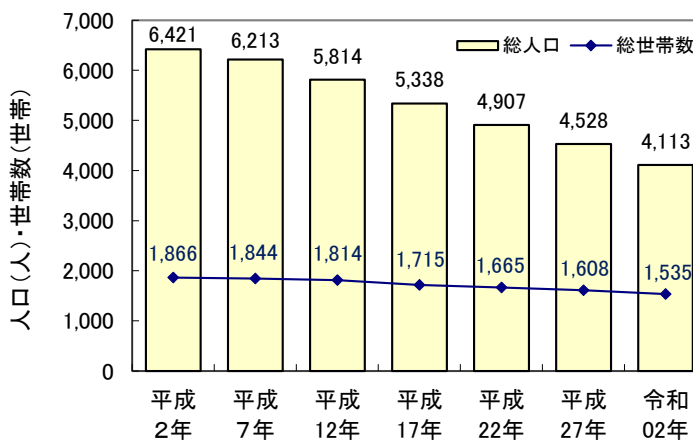


図 人口・世帯数の推移

(資料：国勢調査)

2-2. 産業

全就業者数は徐々に減少し、令和2年現在では2,014人となっています。

第1次産業就業者は減少傾向で推移し、令和2年では185人となっています。令和2年の構成比率は9.2%で県平均の5.2%を上回ります。

第2次産業就業者も減少傾向で推移し、令和2年では657人となっています。令和2年の構成比率は32.6%で、県平均の28.4%を上回ります。

第3次産業就業者も減少傾向で推移し、令和2年では1,172人となっています。令和2年の構成比率は58.2%で、県平均の66.4%よりも低い比率です。

表 産業別就業者数及び比率の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	新潟県 令和2年
第1次産業	483	403	302	214	210	185	
	14.9%	14.3%	12.0%	9.4%	9.7%	9.2%	5.2%
第2次産業	1,417	1,148	900	807	699	657	
	40.7%	40.7%	35.9%	35.5%	32.3%	32.6%	28.4%
第3次産業	1,271	1,271	1,305	1,254	1,252	1,172	
	45.0%	45.0%	52.1%	55.1%	57.9%	58.2%	66.4%
計	3,248	2,822	2,507	2,275	2,161	2,014	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(資料：国勢調査)

2-3. その他

(1) ごみ処理

ごみ処理は隣接する長岡市に委託して処理を行っています。

可燃ごみ処理量は減少傾向にあり、令和6年度は約410トンとなっています。資源ごみは概ね横ばいで推移していますが、令和6年度は250トンを下回りました。

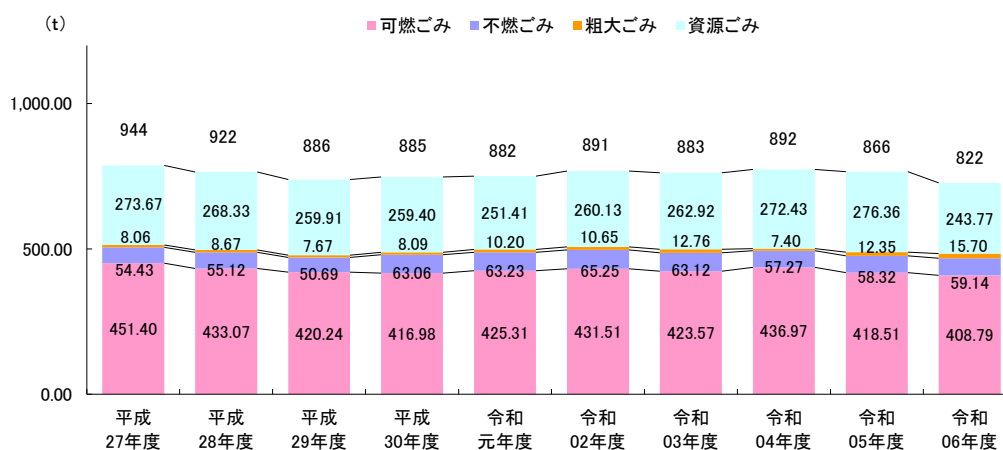


図 ごみ処理状況

(資料：町民課)

(2) 下水道

下水道について、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽(町・個人)を含めて普及率は99.5%(令和6年度)となっています。また、接続率は増加傾向ですが、100%には至っていません。

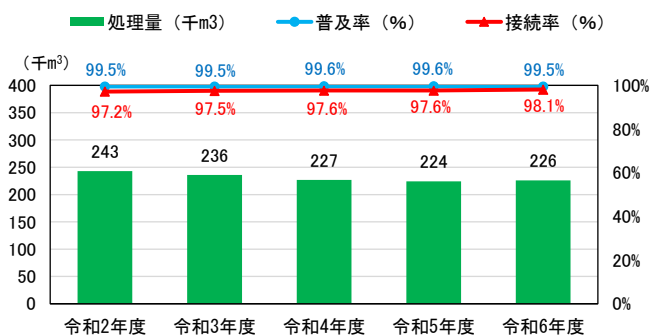


図 下水道普及状況

(資料：建設課(処理量、普及率)、新潟県(接続率))



ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題
2. 基本理念・方針
3. 数値目標
4. 基本施策

1 ごみ処理の現状と課題



1-1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理量の実績

町の過去5年間のごみ処理量実績を以下に示します。

① 分別区分別

ごみの総量は減少傾向にあります。区分別で見ると、粗大ごみが増加傾向にあり、空き家の増加により家財を処分する人が増えていることなどが要因として考えられます。

表 ごみ処理量の推移（分別区分別）

(トン)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ	123.26	120.14	118.29	100.36	94.59
可燃ごみ	431.51	423.57	436.97	418.51	408.79
不燃ごみ	65.25	63.12	57.27	58.32	59.14
粗大ごみ	10.65	12.76	7.4	12.35	15.70
資源ごみ	260.126	262.918	272.429	276.363	243.772
計	891	883	892	866	822

(資料：町民課)

② 家庭系・事業系別

家庭系ごみ・事業系ごみともに、処理量は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度で1,051トンに減少しました。家庭系と事業系のごみ処理量の比率は、家庭系ごみが79.7～82.3%で推移しています。

表 ごみ処理量の推移（家庭系・事業系別）

(トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系ごみ	882 (79.7%)	891 (81.5%)	883 (80.7%)	892 (81.2%)	865 (82.3%)
事業系ごみ	224 (20.3%)	202 (18.5%)	211 (19.3%)	207 (18.8%)	186 (17.7%)
計	1,106	1,093	1,094	1,099	1,051

※事業系の資源ごみは処理量が不明のため除く（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのみ）

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

(2) ごみ処理状況

町で発生したごみ（資源ごみを除く）の、処理・最終処分場に関する事務を長岡市に委託しています。

生ごみは生ごみバイオガス発電センターで処理し、処理中に発生したバイオガスを発電などに利用しています。可燃ごみは中之島信条クリーンセンターで焼却後、最終処分場で埋立処分されます。不燃ごみと粗大ごみは中之島信条クリーンセンターで破碎・分別された後、資源回収業者等が回収します。資源ごみは、資源回収業者にて回収され再生利用されます。

なお、処理途中で可燃物や不燃物等が発生し、再度処理が必要になった場合は、再度クリーンセンター等に持ち込まれたうえで繰り返し処理されていきます。

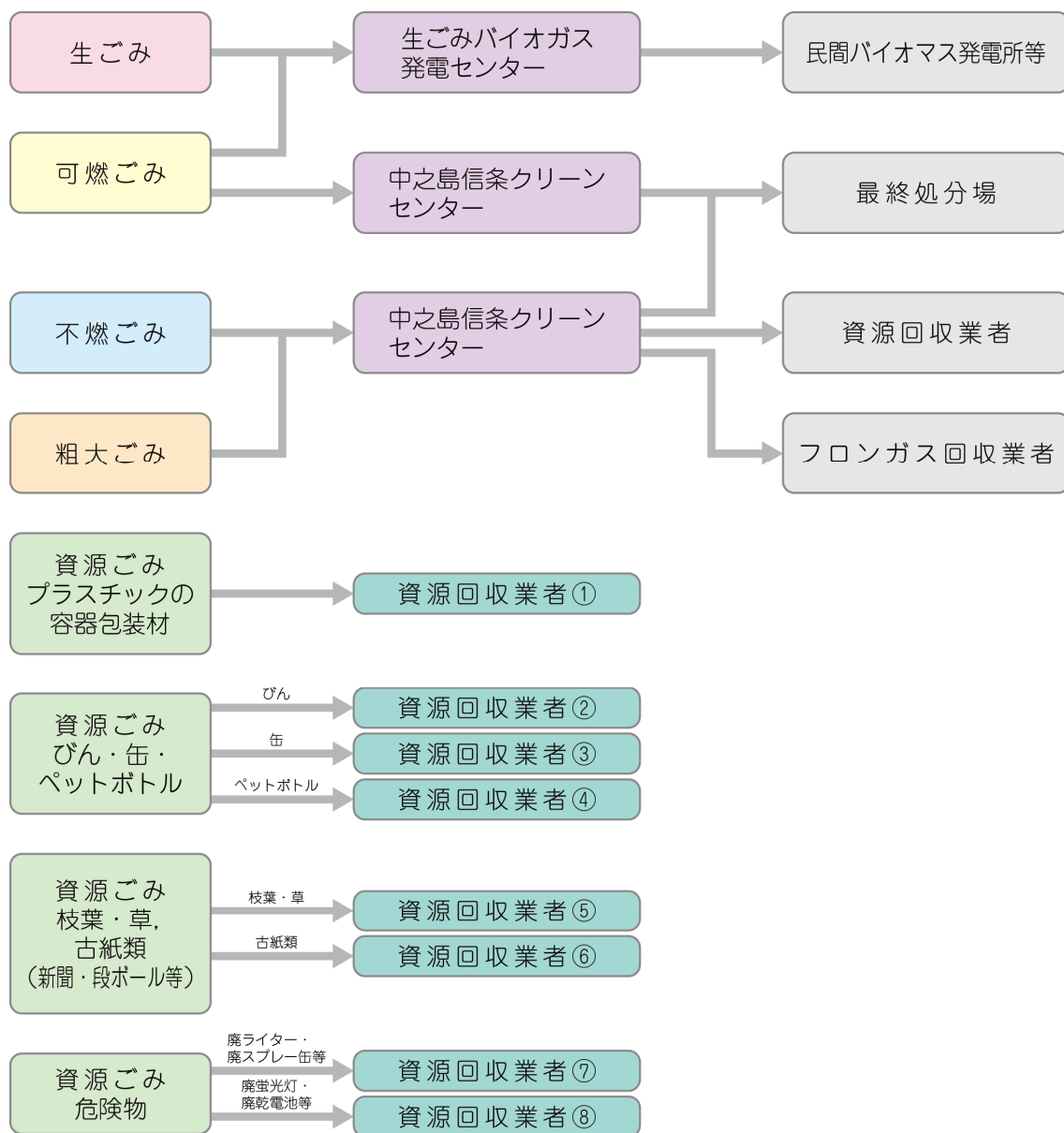


図 出雲崎町ごみ処理フロー

1-2. ごみ処理の課題

町におけるごみ処理の現況などをもとに、今後の循環型社会形成の推進に向けての課題を整理します。

(1) 家庭系ごみの排出量の抑制

町の家庭系ごみ排出総量は、令和元年度で882トンあり、最新データにあたる令和5年度は865トンと、17トンの減量が行われました。一方で、1人1日当たり家庭系ごみの排出量は令和元年度で581g/人・日、令和5年度で615g/人・日と増加傾向にあり、1人ひとりのごみ減量が進んでいない実態も見られます。

そのため、今後とも町民のごみ減量化の意識を啓発し、継続的にごみの排出量を抑制するための更なる施策を展開していく必要があります。

(2) 事業系ごみの排出量の抑制

事業系ごみの排出量は減少傾向で推移してきましたが、依然として令和5年度で178トンのごみを排出しています。

今後も、各事業所に対して分別の徹底とごみ減量化への周知・啓発を行う必要があります。

(3) 適正なごみ処理の周知

町のリサイクル率（令和5年度 環境省調査）は、県平均（18.3%）を上回る27.5%となっており、町民のリサイクル意識が高いことがうかがえます。また、町では生ごみを分別収集し、バイオガス発電や堆肥として農業にも活用されていることから、引き続き町民のごみ分別意識を高めていく必要があります。

一方で、依然としてごみステーションにおけるごみの分別・出し方のルール違反が一部で見られます。町民に資源化の必要性やごみ出しのルールについて再度周知徹底し、秩序あるごみ処理環境を形成する必要があります。

さらに、町が実施している生ごみ処理器設置事業補助金や空き缶等有価物集団回収奨励金の活用促進とともに、学校教育・社会学習・事業所説明会などを充実させ、ごみの減量・資源化の必要性について町民や事業所に周知・啓発していく必要があります。

(4) 不法投棄の防止

町ではごみの不法投棄について監視・撤去作業を行い、毎年不法投棄ごみの処分費用を支出しています。

町の美しい自然景観と豊かな自然環境を今後とも維持するため、また町の貴重な財源を本来不要なごみ処理に浪費しないよう、不法投棄の撲滅を推進する必要があります。

2 基本理念・方針



2-1. 基本理念

本計画において、「4R」の考えとともに、SDGsの実現にも寄与する「未来につなげる循環型社会の町づくり」を基本理念とします。

基本理念：未来につなげる循環型社会の町づくり

2-2. 基本方針

先に設定した4つの「課題」及び上記「基本理念」をもとに、以下に示す3項目を基本方針に設定します。

方針1 4Rの推進によるごみの減量化

日常生活における4Rの取組を推進します。まずはごみのもとになるものを買わない・もらわない「Refuse（断る）」意識を醸成します。さらに、使い捨てを避ける「Reduce（減らす）」や繰り返し使う「Reuse（再使用する）」、排出した一般ごみを資源として有効活用する「Recycle（再生利用する）」を実践することで、ごみの減量化を図ります。

方針2 不法ごみのない、美しい町づくりの推進

不法投棄防止やごみ出しマナーの改善を図り、豊かな自然と美しい町づくりを推進します。このため、学校や地域、環境団体などと連携した環境の保全・美化を進めます。

方針3 町民・事業者・行政の協働による循環型町づくりの推進

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら協力し、資源の循環と適正処理を推進する仕組みを構築します。町民や事業者は日常生活から4Rを意識したごみの減量化に取り組むとともに、行政は更なるごみの分別を推進する仕組みを構築します。3者の協働により、ごみの減量化や資源化を進め、環境負荷を低減し、循環型社会を実現します。

3 数値目標



3-1. 将来目標値推計の考え方

本計画では、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」、「家庭系ごみ資源化率」、「従業者1人当たり事業系ごみ排出量」の3つの指標について、目標年（令和17年）における推計値を求めます。

廃棄物処理に係る将来目標値は、国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の考え方を参考に設定します。

なお、基準年については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」と整合を図るため、令和4年度を基準年とします。

- 【指標】
1. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量
 2. 家庭系ごみ資源化率
 3. 従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量

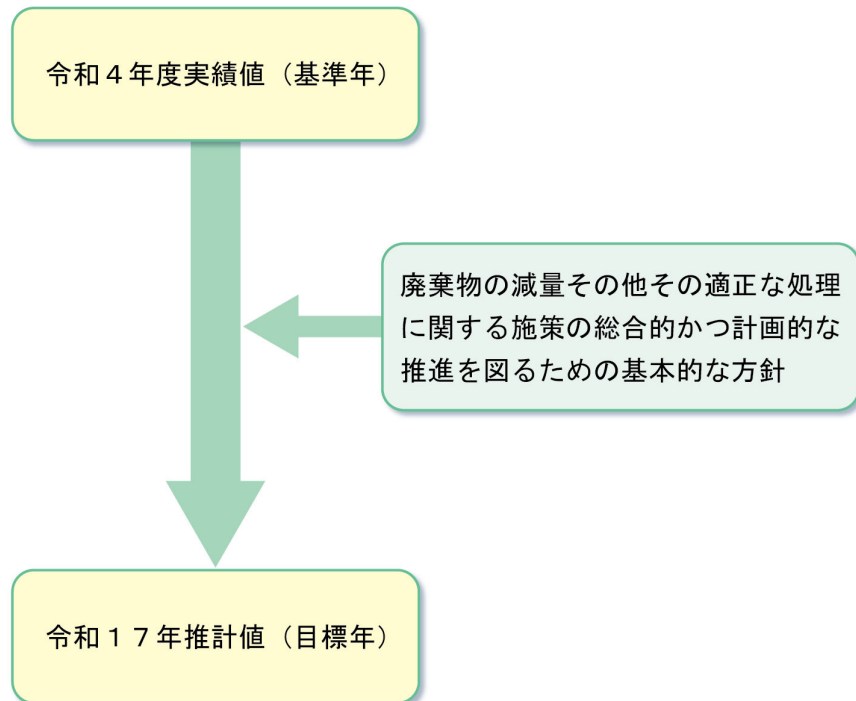


図 将来目標値推計のフロー

3-2. 将来推計値一覧表

表 出雲崎町ごみ処理に関する現況値と将来指標

	基準年 令和4年度	目標年		算定根拠
		令和12年度	令和17年度	
①家庭系ごみ処理総量 (生・可・不・粗)	620 t	512 t	451 t	R4：実績 R12,17：②×③×365 資源ごみは除く
② 人 口	3,973人	3,404人	3,077人	R4：新潟県人口移動調査 R12,17：第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略
③ 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	428g/人日	412g/人日	402g/人日	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 目標値設定：0.46%/年削減 資源ごみは除く
④家庭系資源ごみ処理量	272 t	187 t	182 t	R4：実績 R12,17：①×⑤
⑤家庭系ごみ資源化率	30.5%	36.5%	40.3%	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 目標値設定：0.7%/年 向上
⑥事業系ごみ処理量 (可・不・粗)	207 t	171 t	151 t	R4：実績 R12,17：⑦×⑧×365
⑦ 従 業 者 数	1,439人	1,232人	1,118人	国勢調査 従業員数の実績(H12,17,22,27,R2)をもとにしたトレンド推計 【指数式】
⑧従業員1人1日当たり 事業系ごみ排出量	394g/人日	380g/人日	370g/人日	1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標設定と同等の考え 目標値設定：0.46%/年 削減
⑨ごみ処理量 (家庭系+事業系) ※資源ごみ除く	827t	683t	602t	R4：実績 R12,17：①+⑥

※**太文字**：本計画で設定した目標値

4 基本施策



施策体系

先に設定したごみの減量目標を達成するための具体的な施策を検討します。
施策検討にあたり、以下に示す4つの施策を軸に、それぞれの具体的な内容を整理します。

(1) 環境学習の提供・推進

ごみの分別や4Rを推進するにあたり、まずは環境保全に対する町民の意識改革を図るため、広報活動や環境学習等を推進します。

施策の具体的項目	内容
(1)-1 環境意識を高めるための積極的広報	・環境保全に向けて、廃棄物に関する課題を町民に認識してもらい、環境への意識を高めるため、廃棄物に関する情報をホームページや広報などで積極的に提供します。
(1)-2 小中学校における環境学習の推進	・小中学校での環境学習の取組を進め、ごみの減量化・再生利用への理解を図り、義務教育の段階から、環境と調和した生活様式の学習の推進に努めます。
(1)-3 クリーン作戦参加による環境意識の向上	・毎年春と秋に実施している「全町一斉クリーン作戦」を継続実施するとともに、より多くの町民に参加してもらい、環境への意識を高められるよう広報活動を強化します。

(2) 家庭系ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

日常生活で発生する家庭系ごみについて、4Rを軸としながらかごみの減量化を図ります。また、ごみの再生利用に積極的に取り組みます。

施策の具体的項目	内容
(2)-1 4Rの推進	・4Rの第1段階である「Refuse（断る）」の意識を持ってもらうため、買い物段階でレジ袋を受け取らずにマイバッグを使用するなど、ごみ減量に向けて町民、事業所、行政が一体となって行うキャンペーンなどの取組を推進します。 ・併せて、「Reduce（減らす）」「Reuse（再使用）」「Recycle（再生利用）」を推進するため、広報活動等を強化します。
(2)-2 分別によるごみ減量化の推進	・町では日常生活で発生する生ごみを「燃やすごみ」ではなく「生ごみ」として回収し、バイオガス発電などに活用しており、分別によるごみの減量化の方法を周知し、ごみの再生利用に積極的に取り組みます。
(2)-3 食品ロスの削減	・「賞味期限」の定義について考えてもらうための広報活動等の取組を推進します。 ・食べ残し防止やてまえどりの啓発に積極的に取り組みます。
(2)-4 補助制度の継続実施と周知徹底	・生ごみ処理器設置事業補助金や空き缶等有価物集団回収奨励金など、既存の取組を継続・強化するとともに、更なる活用を促すため周知を図ります。

(3) 事業系ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

事業所においてもごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進し、ごみの減量化を図ります。

施策の具体的項目	内容
(3)-1 事業所への指導	<ul style="list-style-type: none">・事業所に対するごみの発生抑制・再使用・再生利用の指導を進め、目標達成に向けて機運の醸成を図ります。・多量に産業廃棄物を排出する事業者における減量化・資源化を徹底します。
(3)-2 紙ごみの減量促進	<ul style="list-style-type: none">・ペーパーレス化を推進するとともに、事務所等で出た紙ごみは、両面コピーの徹底など、紙ごみの減量を促します。・過大なチラシ・ダイレクトメール等の発送抑制を促進するため、事業者に対して電子媒体の活用や配布基準の見直しを働きかけます。
(3)-3 給食残さ資源化など循環的利用の推進	<ul style="list-style-type: none">・許可業者、各種団体（学校など）、行政等が連携し、町内の給食残さの飼料化、堆肥化など循環的利用の取組を推進します。
(3)-4 廃棄物処理業者に対する処理方法の指導	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の排出業者や処理事業者が行う廃棄物の処理が不法投棄につながらないように、廃棄物の適正処理についてきめ細かく指導し、不法投棄の未然防止に努めます。

(4) ごみ処理コストの分析

今後、ごみ処理コストの分析と情報開示を行うとともに、分析結果を検討し、一層のごみ処理事業の効率化に努めます。

施策の具体的項目	内容
(4)-1 効率的な廃棄物処理の検討	<ul style="list-style-type: none">・今後、ごみ処理コストの分析と情報開示を行うとともに、分析結果を検討し、一層のごみ処理事業の効率化に努めます。
(4)-2 ごみ処理料金の見直し検討	<ul style="list-style-type: none">・家庭ごみの有料化開始後のごみ処理量の推移を分析し、必要に応じた対策を検討します。

(5) 集団回収の推進

一層の資源化を図るため、集団回収を継続します。

施策の具体的項目	内容
(5)-1 集団回収の推進	・全国の先進的な集団回収の情報を提供するなど、地域や各種団体が行う自主的な集団回収、廃品回収等の活動強化を促します。

(6) その他

ごみ減量化や美しい町づくり等に資するさまざまな取組を行います。

施策の具体的項目	内容
(6)-1 グリーン調達	・再生品の利用調達（グリーン調達）を推進し、公共事業に再生品の利用拡大を推進するとともに、町民、事業所等にも促します。
(6)-2 フリーマーケットなどの支援	・不要品交換会やフリーマーケット等の事業を支援します。
(6)-3 リサイクル法の円滑な運用	・国や県と連携して、容器包装、家電、自動車、建設、食品、小型家電に係る各種リサイクル法を円滑に運用し、資源循環を推進します。
(6)-4 減量化・資源化を促進するための市民への支援	・各種団体やリーダー等のネットワークを通じ、町民が自ら主体的にごみの排出抑制に取り組む活動を支援します。
(6)-5 不法投棄撲滅・環境美化の推進	・不法投棄を撲滅するために、現在、実施しているパトロールをはじめ、住民による日常的監視を強化し、環境美化に努めます。
(6)-6 バイオマスの利活用推進	・「新潟県バイオマス活用推進計画」にもとづき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。



生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題
2. 基本理念・方針
3. 数値目標
4. 基本施策

1

生活排水処理の現状と課題



1-1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

町の生活排水処理体系は下図に示すとおりです。生活排水は、炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する「生活雑排水」と「し尿」の2つに大別されます。

生活雑排水は公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の3つの施設で処理され、し尿はさらに単独浄化槽及び汲み取りを加えた5つの施設により処理されています。

公共下水道から排出された汚泥については、民間委託によりコンポスト化を行っており、循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

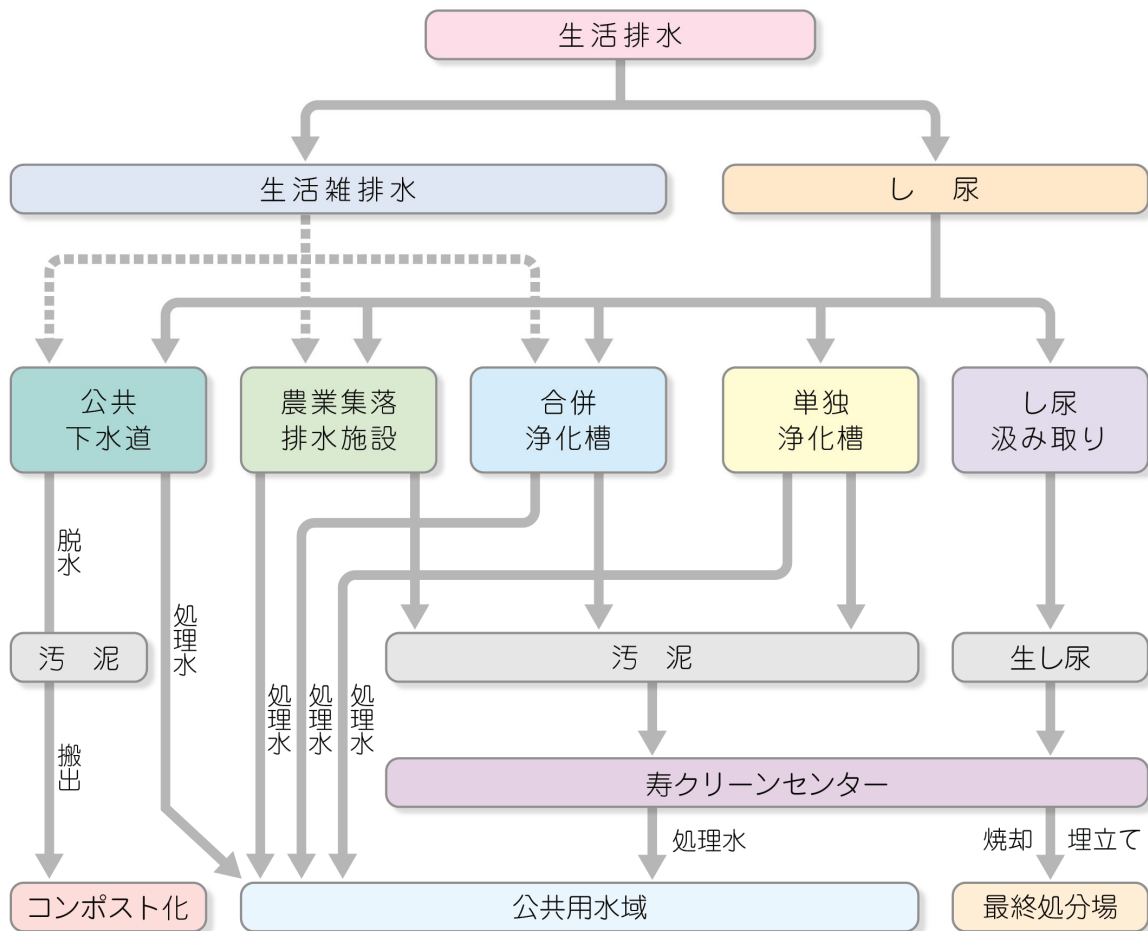


図 出雲崎町生活排水処理フロー

(資料：建設課)

(2) 生活排水の排出状況

町の生活雑排水及びし尿の処理形態別人口は下表のとおりです。

公共下水道の割合が最も高く約50%で推移していますが、その割合は減少傾向にあり、一方の農業集落排水施設の割合が高まっている状況です。尚、生活雑排水未処理の割合に変化はありません。

表 処理形態別人口

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
行政区域人口	人	4,233	4,162	4,075	3,955	3,831
生活雑排水処理	人	4,210	4,140	4,057	3,938	3,813
	%	99.5	99.5	99.6	99.6	99.5
公共下水道	人	2,185	2,120	2,071	2,008	1,917
	%	51.9	51.2	51.1	51.0	50.3
農業集落排水施設	人	1,638	1,639	1,620	1,580	1,553
	%	38.9	39.6	39.9	40.1	40.7
合併浄化槽	人	387	381	366	350	343
	%	9.2	9.2	9.0	8.9	9.0
生活雑排水未処理 (汲取り・単独浄化槽など)	人	23	22	18	17	18
	%	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5

(資料：建設課)

1-2. 生活排水処理の課題

(1) 適切な維持管理・修繕

町ではすべての区域で下水道の整備が終了しています。既存のマンホールや管渠については約30年が経過し、耐用年数である50年に迫ってきているものもあるため、管渠清掃や点検により適正な維持管理に努めることが必要です。また、電気機械設備については、設備更新対策事業に取り組んでいますが、耐用年数を迎えているものが多いため、継続的な対策が必要な状況です。

(2) 接続率の向上

町の下水道普及率（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の合計）は99.5%（令和6年度）となっており、ほとんどの地域で整備が完了していますが、接続していない家庭もあり、接続率は98.1%（令和6年度）となっています。そのため、残りの未接続世帯の解消を目指し、環境にやさしく衛生的な排水環境を推進する必要があります。

(3) 処理汚泥の再生資源としてのさらなる有効利用

生活排水を浄化する際に「汚泥」が発生します。町ではこれまで焼却・埋立て処分だけでなく、コンポスト化に取り組んでおり、汚泥の有効利用を進めています。

しかし、現時点で公共下水道から発生した汚泥のみコンポスト化しており、農業集落排水施設や合併浄化槽から発生した汚泥については有効利用ができていません。そのため、限りある資源をさらに有効利用し循環型社会を形成するため、汚泥の再利用を検討する必要があります。

2 基本理念・方針



2-1. 基本理念

町の下水道整備は完了していますが、既存施設の耐用年数が迫るなど、適切な維持管理・修繕が求められていること、接続率の向上、さらには汚泥の再利用など循環型社会の構築を目指し、以下の基本理念を設定します。

基本理念：衛生的で持続可能な排水処理体系づくり

2-2. 基本方針

先にあげた「生活排水処理の課題」をもとに、以下に示す3項目を基本方針とします。

方針1 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

町の排水処理施設には供用開始から長い年月が経ち、耐用年数が迫る施設も見られ、将来にわたりその機能を維持するため、老朽化した施設の更新や適切な維持管理など、必要に応じた対応を推進します。

方針2 適切な処理区分への移行

公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽による排水処理を行っていない世帯に対して、処理区域に対応した適切な処理への利用転換を促進するとともに、全世帯の接続を促し、接続率100%を目指します。

方針3 汚泥などの資源の有効利用の検討

生活排水処理で発生する汚泥は、埋立てなどで「捨てる」のではなく、有効利用することで、埋立て処分量を減らすとともに循環型社会の構築にもつながります。現在、公共下水道ではコンポスト化に取り組んでいますが、農業集落排水施設、合併浄化槽についても有効利用のあり方を検討していきます。

3 数値目標



3-1. 人口動態及び処理方式別人口の推計

(1) 人口動態

目標年（令和17年度）における推計人口は3,077人と予想されます。なお、中間年次である令和12年度の人口は3,404人となっています。

(2) 将来の生活排水処理方式の方針

今後、町の排水処理は「公共下水道」「農業集落排水施設」「合併浄化槽」の3種類に集約することを基本とし、現況の「単独浄化槽」や「し尿汲み取り」といった生活雑排水未処理の世帯解消を目指します。これを踏まえ、目標年における生活雑排水処理の世帯を100%にすることを目指します。

(3) 処理方式別利用人口推計

行政区域人口については、令和6年度現在で3,831人となっており、18人が未だ「単独浄化槽」や「し尿汲み取り」といった生活雑排水未処理の状態で排出していることとなります。

本計画では、目標年である令和17年度の目標値（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の処理人口を合わせた人口の比率）を100%とします。

表 将来処理人口設定値

		令和6年度 (実績)	令和17年度	備考
行政区域人口	人	3,831	3,077	
生活雑排水処理 (公共下水道・農業集落排水施設・ 合併浄化槽)	%	99.53	100.0	
	人	3,813	3,077	
生活雑排水未処理 (単独浄化槽・し尿汲み取り等)	%	0.47	0.0	R17目標を0.0%とする
	人	18	0	
排水処理人口比率 (公共下水道+農業集落排水+合併浄化槽)	%	99.53	100.0	

目標年における処理比率（人口）を以下のとおりとします。

排水処理人口比率 令和17年度 : 100% (3,077人)

3-2. 接続率の推計

(1) 接続率の推移

接続率の推移をみると、最近5年間（令和2年度～令和6年度）で、0.9%増加しています。しかし、この増加の要因は、主に人口減少や世帯の消滅等に伴う未接続世帯人口の減少による影響を受けたものです。

表 接続率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
接続率	97.2%	97.5%	97.6%	97.6%	98.1%

(2) 将来の接続率の方針

町の下水道整備は完了し、町民の誰もが生活雑排水処理を利用することができるようになっていますが、未だ接続していない世帯もあることから、未接続世帯の解消を目指します。

(3) 接続率推計

5年間で0.9%（0.18%/年）の接続率が向上したことも踏まえて、令和6年度を基準とし平均0.18%/年の増加率で目標年度の令和13年度まで（12年間）に接続率を100%にすることを目標とします。

接続率 令和17年度：**100%**

4 基本施策



施策体系

先に設定した3つの方針に従い、それぞれについて施策を検討します。

(1) 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

施策の具体的項目	内容
老朽施設の計画的な修繕・改築	<ul style="list-style-type: none">・財政的な制約がある中、投資効果を視野に入れた老朽施設の計画的な修繕及び改築更新を進めます。・污水处理施設に対する点検や調査に基づく修繕・改築を適切に進めます。

(2) 適切な生活排水処理への移行

施策の具体的項目	内容
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・未接続世帯のほか、今後新築住宅を建てる世帯に対して利点などを周知し、公共下水道等への接続を図ります。

(3) 汚泥などの資源の有効利用の検討

施策の具体的項目	内容
汚泥の資源化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">・農業集落排水施設や合併浄化槽において、汚泥の資源化など、有効利用の可能性を検討します。

出雲崎町一般廃棄物処理計画

令和8年3月 新潟県出雲崎町

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
TEL (直通) : 0258-78-2294 FAX (代表) : 0258-78-4483
<https://www.town.izumozaki.niigata.jp/>